

議案第4号

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月31日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市印鑑条例の一部を改正する条例

大網白里市印鑑条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年6月14日から適用する。